

常捷敗紙用其空白以暴殄天物爲戒

〔近世畸人傳二〕三宅尙齋并妻女

尙齋の内人、その徳尙齋にも勝れりとかや、尙齋禁錮せらるゝ時、母堂と子二人を婦人に托して、金貳拾片を與へ、母堂の奉養懇につとむべきよしを命ず、後三年を経て放たれし時、相まみえて舉家安全を喜ぶとき、婦人彼金を出して尙齋に返す、尙齋大に怒て、こは何事ぞ、如此ならば母君は窮し給ひしこと、如何ばかりならん、汝不孝の罪いふべからずと罵るに、婦人徐に答て、母君の奉養は心の及ぶ限盡し侍ぬ、唯我身は人のために雇となりてせざる所なく、其價をもて仕へ奉りし也、此金はかく禁を許されたまほん時の用に、返し申さんとたくはへぬ、とらはれとなり給ひては、さこそ苦しうおはしまさんに、妻子の身として安くあらんものかはと思ひて、吾等三人は冬綿の衣を身につけず、夏蚊帳を室にたれず、かゝれば母御の御爲に、ともしきことなかりしと語りしかば、尙齋も大に感じて其勞を謝したりとぞ、

〔窓の須佐美二〕長岡の君牧民部少輔忠周守忠軌年若かりしに瘡疾のありしかば、牧野備後守貞通の長男忠敬を養子として、家を繼しめられける、駿河守に任す、長岡饒有の地にて富饒なりしが、中ごろ飛驒守成駿河守忠打つゞき驕奢なりしより衰しに、前年大火に城焼て、武具ことぐく焼失、水損もありて困窮に至り、上下難儀に及ベり、駿河守忠敬年十七これを深くうれひ、儉約をはじめ、家老の中、私欲あるものを罪し、諸役人を吟味しさて諸用を節約にして、自身木綿服を著用し、豆腐半挺を用ひて菜とし、萬事これに準じて、日夜心を盡されければ五年にして國も漸濕ひ、家中の祿をも滯なく渡し、民の窮するをも救はれければ、諸人感心し、士民の親みなづく事たぐひなし、

〔雲萍雜志一〕洛に須藤健十郎といふ人あり、略中常に儉約を守ることを、專人に教訓して、みづか